

「鋼管ポール LED 防犯灯 E S C O 事業」の施工完了について（報告）

早春の候 皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から横浜市政の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

「鋼管ポール LED 防犯灯 E S C O 事業」につきましては、自治会町内会の皆様に御尽力いただき、申請をいただいた鋼管ポール防犯灯の LED 化が完了いたしました。

皆様の御協力のもと、無事、施工が完了したことを厚く御礼申し上げます。

今回 LED 化した防犯灯の電気料金については、4 月 1 日から横浜市が支払います。東京電力エナジーパートナー株式会社との名義変更の手続きに関しましても本市が行いますので、自治会町内会において手続きの必要はございません。

今後も引き続き、不具合の発見および連絡などの日常の見守りにつきまして、自治会町内会の皆様の御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 1 平成 28 年度鋼管ポール LED 防犯灯 E S C O 事業区別交換灯数
- 2 LED 化できなかった鋼管ポール防犯灯の今後の取扱について
- 3 LED 防犯灯の不具合発見時等の連絡先について
- 4 平成 28 年度鋼管ポール LED 防犯灯 E S C O 事業工事結果報告の見方について
- 5 電気料金について

〈別紙〉

- ・平成 28 年度 LED 防犯灯 E S C O 事業工事結果報告（見本）
- ・東京電力パワーグリッド株式会社からのお知らせ
「E S C O 事業による防犯灯 LED 化に伴う電気料金について」

担当：市民局地域防犯支援課
電話：671-3709
FAX：664-0734

1 平成 28 年度鋼管ポール LED 防犯灯 ESCO 事業 区別交換灯数

平成 29 年 2 月 28 日現在

区名	完了灯数	管理番号	
鶴見区	1,261	Y 鶴見区	A P 〇〇
神奈川区	1,366	Y 神奈川区	B P 〇〇
西区	441	Y 西区	C P 〇〇
中区	752	Y 中区	D P 〇〇
南区	1,057	Y 南区	E P 〇〇
港南区	965	Y 港南区	F P 〇〇
保土ヶ谷区	1,284	Y 保土ヶ谷区	G P 〇〇
旭区	1,004	Y 旭区	H P 〇〇
磯子区	896	Y 磯子区	J P 〇〇
金沢区	1,098	Y 金沢区	K P 〇〇
港北区	1,316	Y 港北区	L P 〇〇
緑区	772	Y 緑区	M P 〇〇
青葉区	1,331	Y 青葉区	N P 〇〇
都筑区	651	Y 都筑区	P P 〇〇
戸塚区	1,076	Y 戸塚区	Q P 〇〇
栄区	582	Y 栄区	R P 〇〇
泉区	754	Y 泉区	S P 〇〇
瀬谷区	522	Y 瀬谷区	T P 〇〇
合計	17,128		



鋼管ポールに設置されている管理プレートです。(黄色)
アルファベットの次に 4 ケタの数字が入りません。

2 LED 化できなかった鋼管ポール防犯灯の今後の取扱いについて

平成 28 年度に鋼管ポール LED 防犯灯 ESCO 事業で LED 化の申請をいただいたもので、防犯灯設置承諾書の添付が無かったものや障害物（CATV 線、カーブミラー、看板等）が設置されていたため、LED 化できなかったものについては、防犯灯設置承諾書の取得や障害物の撤去を行い、下記の期限までに、その旨の御報告をいただいた場合には、平成 29 年度中の LED 化を検討します。

報告期限 : 平成 29 年 7 月 31 日 (月)

報告先 : 各区役所地域振興課、または、市民局地域防犯支援課

3 LED防犯灯の不具合発見時等の連絡先について

LED防犯灯の不具合があった際には、下記の内容を各区役所地域振興課、または、市民局地域防犯支援課まで御連絡ください。

<お知らせいただきたい内容>

- ①管理番号
- ②住所、民家等の目標物
- ③不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」その他）
- ④不具合発生の時期（気づいた日）及び時間帯

<連絡先>

港北区役所地域振興課 電話：045-540-2243 FAX：045-540-2245
市民局地域防犯支援課 電話：045-671-3709 FAX：045-664-0734

4 平成28年度鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業工事結果報告の見方について

(1) ESCO事業の申請書で記入いただいた防犯灯の情報を1灯につき1行で表示し、単位自治会町内会ごとにまとめています。

ESCO事業でLED化できなかった鋼管ポール防犯灯の情報や、LED化を希望されなかった防犯灯の情報も記載されています。

(2) 記載内容

- ア 申請書通し番号 自治会町内会が申請書に記載した「通し番号」です。
- イ 管理番号 鋼管ポールに設置されている「黄色い管理プレートの番号」です。
- ウ 柱の種類 「鋼管ポール」か、移設した「東電柱かNTT柱」を記載しています。
- エ 電柱番号 東京電力柱の番号です。
- オ NTT番号 NTT柱の番号です。
- カ 工事内容 交換か移設かを記載しています。
- キ 備考

左側	右側
LED化済み	29年度からは維持管理費補助金の対象ではありません。
LED化できませんでした	LED化できなかった理由を記載しています。
—	自治会町内会がLED化を希望しなかったもの、撤去希望だったものを記載しています。

- ク 別紙 LED化できなかった理由の詳細については、別紙で御確認ください。

5 電気料金について

(1) 「4月分」御請求の電気料金について

E S C O事業によりLED化した防犯灯は、平成 29 年 4 月 1 日付で自治会町内会名義から横浜市名義に変更しますが、3月の検針日から3月 31 日までの日割の電気料金は自治会町内会にお支払いいただく必要があります。

3月 31 日までの日割の電気料金は、東京電力エナジーパートナー株式会社から「4月分(※)」としての御請求となりますのでよろしくお願ひします。

※3月分の電気料金は、2月検針日から3月検針日前日までとなります。よって、3月検針日から3月 31 日までは4月分として請求されます。

(2) 電気料金の御精算について

一括前払契約によりお支払いいただいている自治会町内会においては、東京電力エナジーパートナー株式会社との前払金額の過不足精算がごございます。

(3) 電気料金に関するお問い合わせ先

電気料金のお支払いや御精算に関するお問い合わせは、下記の東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンターまでお願ひします。

■東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター神奈川（第一）

電話番号：0120-99-5772

サービス区域：横浜市（泉区・戸塚区・栄区全域、港南区の一部を除く）

■東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター神奈川（第二）

電話番号：0120-99-5776

サービス区域：カスタマーセンター神奈川（第一）以外の区域

■受付時間 月曜日～土曜日（休祝日を除く）9時～17時

平成28年度 鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業 工事結果報告(見本)

068〇〇〇自治会様

	ア ↓	イ ↓	ウ ↓	エ ↓	オ ↓	カ ↓	キ ↓	
	申請書 通し番号	管理番号	柱の種類	電柱番号	NTT番号	工事内容	備考	
1	2	AP 1001	鋼管ポール		—	交換	LED化済み	29年度からは維持管理費補助金の対象 ではありません
2	3	AP 1002	鋼管ポール		—	交換	LED化済み	29年度からは維持管理費補助金の対象 ではありません
3	4	AP 2	東電本柱	道念 1230	—	移設	LED化済み	29年度からは維持管理費補助金の対象 ではありません
4	5	AP 9	東電小柱	道念 809A	—	移設	LED化済み	29年度からは維持管理費補助金の対象 ではありません
5	6	AP 13	NTT柱		木村支右3/4	移設	LED化済み	29年度からは維持管理費補助金の対象 ではありません
6	8	AP 1006	鋼管ポール		—	交換	LED化済み	29年度からは維持管理費補助金の対象 ではありません
7	9	AP 1007	鋼管ポール		—	交換(契約なし)	LED化済み	29年度からは維持管理費補助金の対象 ではありません
8	7	AP 3	東電小柱		—	—	LED化済み	他の自治会申請でLED化済み (維持管理費補助金の請求はできません)
9	1				—	—	LED化できませんでした	承諾書なし
10	10				—	—	LED化できませんでした	自治会所有でない
11	11				—	—	LED化できませんでした	他の自治会申請でLED化済み
12	12				—	—	LED化できませんでした	ポール不良
13	13				—	—	LED化できませんでした	設置の基準を満たさない
14	14				—	—	LED化できませんでした	自治会以外の契約
15	15				—	—	LED化できませんでした	電線以外のものが付いている
16	16				—	—	—	LED化の希望がありませんでした
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

ク

※LED化できなかった理由については別紙をご覧ください。

【別紙】

ESCO事業でLED化できなかった理由について

市民局 地域防犯支援課

	項目	LED化できなかった理由
LED化できませんでした	接続ポールに不良あり	一つの契約で、何本か繋がっている鋼管ポールのうちの一部にLED化できないものがある
LED化できませんでした	ポールの高さ不足	LED防犯灯の取付位置が道路占用許可基準の地上高を確保できない
LED化できませんでした	電線以外の線あり	電話線やCATVの線など、電線以外の線が引かれている
LED化できませんでした	防犯灯以外のものが付いている	カーブミラーや看板等の付属物が取付けられている
LED化できませんでした	防犯灯が付いていない	鋼管ポールに防犯灯が付いていない
LED化できませんでした	電柱のため	鋼管ポールでなく、東電柱やNTT柱であるため
LED化できませんでした	横浜市LED防犯灯設置済	既に横浜市のLED防犯灯が設置されている
LED化できませんでした	他の自治会の申請でLED化済み(維持管理費補助金の請求はできません)	他の自治会町内会と二重に申請され、他の自治会町内会の申請でLED化済みのもの
LED化できませんでした	申請の取り消し	LED化の申請後に、自治会町内会の事情で申請が取り消されたもの
LED化できませんでした	自治会所有でない	ポールがCATV柱や個人宅の引込柱などで、自治会町内会の所有でないもの
LED化できませんでした	電源なし	防犯灯に電線が引かれていない
LED化できませんでした	電源不明	防犯灯の電線を、どこからひいているのか不明
LED化できませんでした	屋内電源のため	防犯灯の電線が電柱からでなく、民家などから引かれている。
LED化できませんでした	ポール不良	曲り、傾き、腐食、穴あきなどでポールの状態が極めて悪く工事ができない
LED化できませんでした	ポール壁固定等	ポールが自立しておらず壁等に固定されている
LED化できませんでした	デザイン灯	商店街灯のようなデザインされた照明灯でLED化の対象でないもの
LED化できませんでした	ポールが現地に無い	申請対象のポールが現地で確認できない
LED化できませんでした	設置の基準を満たしていない	駐車場や個人宅の通路、団地内の専用通路などを照明している
LED化できませんでした	ポール撤去済	申請対象のポールが撤去済み
LED化できませんでした	自治会以外の契約	防犯灯の電気使用の契約が、自治会町内会となっていない
LED化できませんでした	承諾書なし	民地内に設置されている鋼管ポールで、土地の使用承諾書がないもの
LED化できませんでした	移設希望	移設先がなかったため等
LED化できませんでした	撤去希望	撤去希望のため
—	LED化の希望がありませんでした	自治会町内会がLED化を希望しなかったもの、撤去希望だったもの

横浜市さまESCO事業による防犯灯LED化に伴う電気料金について（お知らせ）

ESCO事業による防犯灯LED化に伴い、各自治会町内会さまから横浜市さまへ防犯灯の管理移管を行う電気料金の精算等について、下記のとおりご案内させていただきます。

記

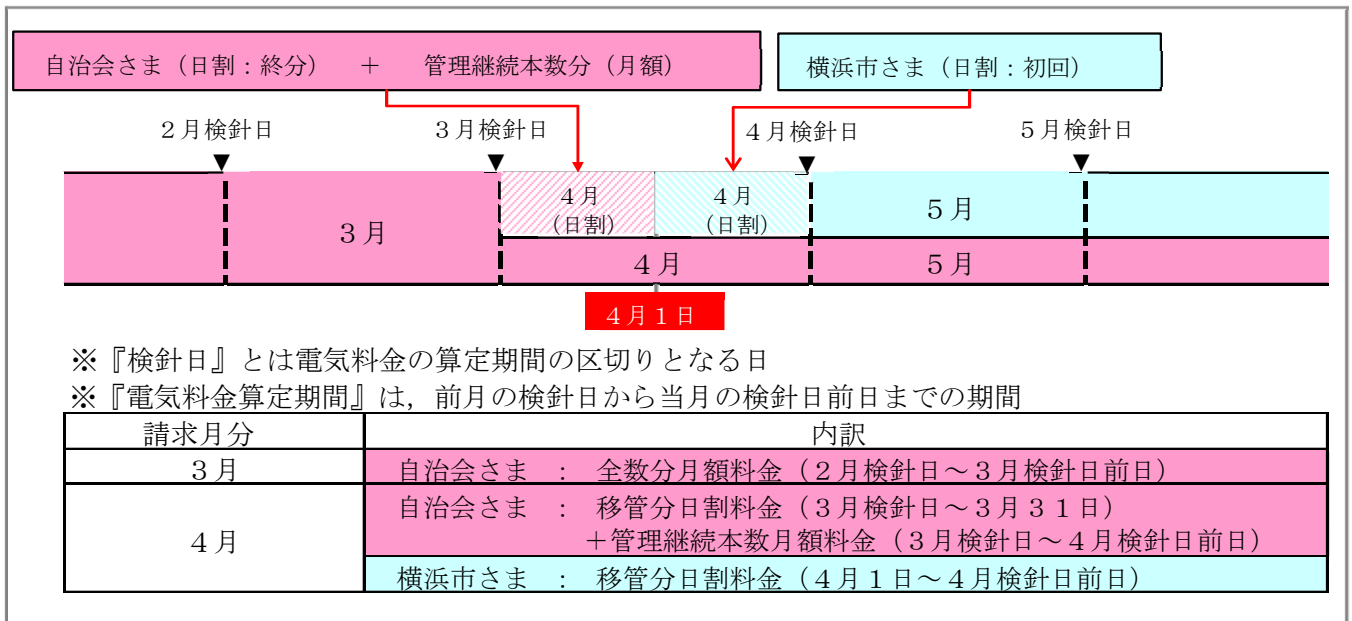
1. 防犯灯LED化に伴う電気料金の切替日

■ 平成29年4月1日

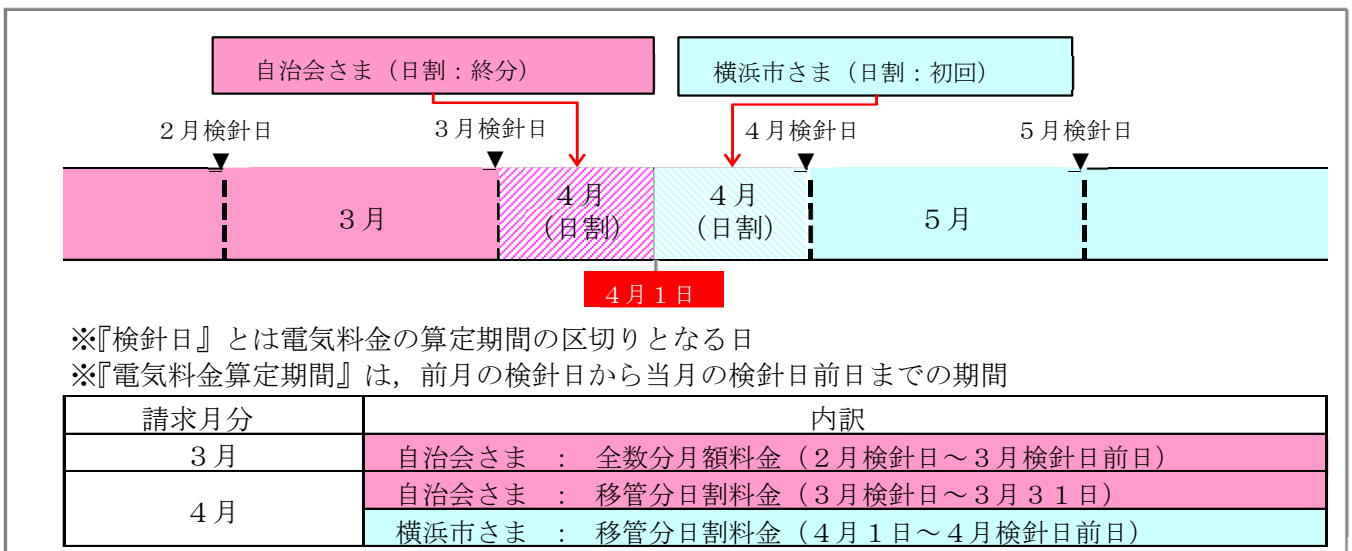
※ なお、4月1日付の電気料金の切替に伴い、自治会町内会さまに行っていたく手続きはございません。

2. 4月分電気料金（日割）のイメージ

<引続き自治会町内会さまで管理する防犯灯がある場合>



<自治会町内会さまで管理していた防犯灯が全てLED化され横浜市に移管した場合>



3. 自治会町内会さまにおけるお支払い方法別イメージ

＜電気料金支払い方法＞	4月分		5月分	
	＜一部移管＞	＜全部移管＞	＜一部移管＞	＜全部移管＞
	引き続き自治会町内会で管理する防犯灯がある場合	全てLED化され横浜市に移管する場合	引き続き自治会町内会で管理する防犯灯がある場合	全てLED化され横浜市に移管する場合
振込票 (まとめ請求含む) *振込票にて金融機関やコンビニエンスストア等でお支払いのお客さま	①移管本数分 (日割) +②管理継続本数分 (月額)	①移管本数分 (日割)	②管理継続本数分 (月額)	請求なし
口座振替 (まとめ請求含む) *金融機関等の口座から振替によりお支払いのお客さま				
＜電気料金支払い方法＞	切替月が4・5月の自治会町内会		切替月が6月以降の自治会町内会	
	＜一部移管＞	＜全部移管＞	＜一部移管＞	＜全部移管＞
一括前払い契約 *公衆街路灯契約等の定額制契約で、1年分または半年分を口座振替による前払いでお支払いのお客さま	今まで通り全本数分の1年分 (または半年分) ※4/1付の移管切替に伴う差額は次回の切替月にて過不足精算	①移管本数分 (日割) ※前年前払い金と過不足精算	②管理継続本数分の1年分 (または半年分) ※前年前払い金と過不足精算	4月精算済み

4. 問い合わせ先

■東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター神奈川 (第一)
 電話番号：0120-99-5772
 サービス区域：横浜市 (泉区・戸塚区・栄区全域, 港南区の一部を除く)
 ※受付時間 月曜日～土曜日 (休祝日を除く) 9時～17時

■東京電力エナジーパートナー株式会社 カスタマーセンター神奈川 (第二)
 電話番号：0120-99-5776
 サービス区域：カスタマーセンター神奈川 (第一) 以外
 ※受付時間 月曜日～土曜日 (休祝日を除く) 9時～17時

※東京電力パワーグリッド株式会社は、本業務を東京電力エナジーパートナー株式会社より受託しております

以上